

【伊予市プレミアム付飲食券発行事業】  
（ますます、いよし。食ベトク券）

取扱店舗 募集要項（最終版）

伊 予 商 工 会 議 所

令和3年3月

## ◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響により売り上げが大きく減少している市内飲食店を支援するため、飲食に使用できるプレミアム付飲食券を発行する。

### 1. 飲食券の事業概要

- (1) 名 称 伊予市プレミアム付飲食券発行事業(愛称:ますます、いよし。食ベトク券)
- (2) 発 行 者 伊予市
- (3) 発 行 額 総額7,800万円(プレミアム率30%)
- (4) 発 行 内 容 総数12,000セット(1セット500円券×13枚=6,500円)
- (5) 販 売 価 格 1セット5,000円で販売
- (6) 購 入 限 度 1人4セットまで
- (7) 購 入 者 制限なし
- (8) 利 用 期 間 令和2年11月7日(土)～令和3年6月30日(水)
- (9) 換 金 期 間 令和2年11月16日(月)～令和3年7月9日(金)
- (10) 販 売 方 法 旧伊予市、双海町、中山町に販売窓口を設置
- (11) 取 扱 店 舗 伊予市内に店舗のある飲食店(コロナ対策を行っている飲食店に限る)

### 2. 飲食券の使用範囲等

飲食券は、伊予市内全ての飲食券取扱店舗で利用可能です。

飲食券は、飲食物の提供の取引において利用可能です。

飲食券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

※飲食券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

### 3. 飲食券の利用対象にならないもの

飲食店で販売している金券・タバコ・お菓子等の商品代の支払

### 4. 取扱店舗参加資格

以下の①～⑤に該当する飲食店

- ①伊予市内に所在し、飲食スペースを持つ固定施設による店舗がある者(ホテル、旅館等で飲食サービスを提供する事業者を含む)。
- ②食品衛生法第52条の規定による「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている飲食店であること。
- ③業界団体が示すガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を講じていること。
- ④愛媛県暴力団排除推進条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第1項第1号及び第2号に該当しないこと。
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める次の店舗・施設でないこと(パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど。性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの)

## (対象外)

社員食堂や学生食堂など利用者が限定される店舗  
コンビニエンスストア等のイートインコーナー  
ショッピングセンター及びスーパーマーケットの直営の店舗  
宗教法人法に規定する宗教法人  
政治資金規正法に規定する政治団体 等

## 5. 取扱店舗の責務等

飲食券を取り扱うに当たっては次に掲げる事項を遵守してください。

- ①販売ツール（ポスター及びステッカー）を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②消費者が利用する飲食券について、以下の場合は飲食券の受け取りを拒否してください。
  - ・偽造された飲食券と判別できるもの（透かし加工がない、色合いが明らかに違う等）
  - ・飲食券裏面に店舗名等の押印があるもの
  - ・他の事業や市町で発行されたもの 等
- ③偽造された飲食券が使用された場合は、警察へ通報のうえ、伊予商工会議所へご報告ください。
- ④飲食券を受け取った時は、再流通を防止するため飲食券裏面に店舗名等を押印してください。
- ⑤飲食券の交換及び売買は行わないでください。
- ⑥飲食券と現金の交換は禁止しています。
- ⑦飲食券額面以下の利用の場合であってもおつりは渡さないでください。
- ⑧不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑨利用期間中に利用された飲食券のみ換金可能です。
- ⑩登録された店舗名と飲食券裏面の店舗名が異なると換金できない場合があります。

## 6. 申し込みについて

### (1) 申込方法

店舗所在地の商工会議所または商工会で登録手続きを行っています。

この「募集要項」に同意のうえ、商工会議所または商工会に備え付けの「取扱店舗登録申請書」（3枚複写）・「誓約書」に必要事項を記入・押印のうえ申請してください。

申請時には、次のものが必要となります。

- ・申請者の印鑑（あらかじめ「取扱店舗登録申請書」・「誓約書」に記入・押印のうえ申請書を持参する場合は不要です。）
- ・食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」の写し
- ・通帳のコピーなど、金融機関の口座番号、口座名義の分かる書類（入金指定口座となります。）

※大型店やチェーン店は支店など店舗ごとに申請してください。

※大型店にテナントとして入居している場合、テナントごとに申請してください。

### (2) 申込期間

令和2年10月2日（金）から

(3) 取扱店舗登録料

登録料は無料とします。

(4) 取扱店舗の選定

「取扱店舗登録申請書」をその場で審査し、取扱店舗として登録します。

登録次第、「取扱店舗登録証」、及び「換金申請書」等をお渡しします。

「飲食券見本」は後日お渡しします。

## 7. 取扱店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消を行い、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

## 8. 換金について

(1) 換金手数料

換金手数料は無料とします。

商工会議所または商工会へ使用済み飲食券・取扱店舗登録証・換金申請書を添えてお申込みください。

毎週金曜日換金申請締切、翌週水曜日（祝日の場合は翌営業日）支払

※但し、12月21日（月）～28日（月）受付分の支払いは1月6日（水）になります。

換金申請書の受付時間は9：00～16：00まで（土日祝日は休み）

換金請求期間は、令和2年11月16日（月）～令和3年7月9日（金）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

## 9. その他留意事項

「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。

「飲食券の使えるお店」として、店舗の名称、所在地、電話番号、業種等をパンフレットや、商工会議所または商工会のホームページなどで広報します。

## 10. 問合せ先

団体名	郵便番号	所在地	TEL
伊予商工会議所	799-3111	伊予市下吾川 1512 番地 6	089-982-0334
双海中山商工会（本所）	791-3205	伊予市中山町中山丑 285-1	089-967-0197
双海中山商工会（支所）	799-3202	伊予市双海町上灘甲 5821-6	089-986-1231